

# 公益財団法人ふるさと島根定住財団 一般事業主行動計画

## (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律関係)

平成31年3月1日

女性が職業生活において仕事と子育てを両立させることを可能にし、また十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成31年(2019年)4月1日～平成36年(2024年)3月31日(5年間)

### 2. 当財団の現状と課題

#### 〔現状〕

(1) 職員のうち、女性の割合は平成31年1月1日現在で62%であり、女性が活躍している職場である。

(2) 一方、正規職員に占める女性の割合は、平成31年1月1日現在で13名中4名(約30%)とまだ少ない。また、女性の課長級の職員はいない。

(3) 年次有給休暇取得率に、雇用区分による差がある。

平成27年度から29年度の3年間における年次有給休暇取得率

正規職員全体34%(女性職員36%)、その他の職員全体63%(女性職員67%)

〔課題〕さらに女性が働きやすくなる職場環境が求められる。

### 3. 目標・取組内容

**目標① 年次有給休暇の平均取得率を以下の通りとする。**  
正規職員50%、その他の職員70%

#### 〔取組内容〕

- ・管理職は、定期的に休暇の取得計画と取得実績を確認して、計画的な取得の促進につながるよう職員に声かけを行うなど、有給休暇の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ・朝礼や各部署における会議等を通じ、計画的な取得の促進の啓発を行う。
- ・職員(家族等)の誕生日や記念日、子どもの入学式、卒業式、授業参観日など計画的付与を積極的に進める。

**目標② 育児休業制度利用の奨励**  
権利を有する女性職員の育児休業取得率を100%とする。  
配偶者が出産する場合に男性職員に与えられる特別休暇の取得率を100%とする。

#### 〔取組内容〕

- ・育児休業制度等の周知に努め、出産・育児時期にある職員の取得を積極的に支援する。
- ・育児代替職員制度を確立し、職員が安心して育児休業を取得できる環境を整える。

**目標③ 課長級の職位に女性職員を1名以上登用する。(2024年3月までに)**

#### 〔取組内容〕

- ・各部署の業務内容の把握や業務体制の弾力化により、積極的な女性採用につなげていく。
- ・職員の能力を踏まえ、課長級の職位への女性職員の積極的な登用を進める。